

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成25年2月21日付.保医発0221 第31号.平成25年2月21日適用)により、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)の一部が改定されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

### ◎改定のポイント

「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療」につき、適応疾患として新たに胃炎(ヘリコバクター・ピロリ感染胃炎)が追加されました。

- 胃炎の確定診断は内視鏡検査で行います。
- ヘリコバクター・ピロリの感染診断には、従前の通り、尿素呼気試験等の6項目の検査法が用いられます。
- 除菌判定も、従前の通り、尿素呼気試験等の6項目の検査法が用いられます。

\*通知の全文については裏面をご参照ください。



株式会社 **ビー・エム・エル**  
本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3  
総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1  
☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

電子カルテはビー・エム・エル



# 「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」

(平成 25 年 2 月 21 日改定)

※下線部分が新たに追加されました。

## 1 対象患者

ヘリコバクター・ピロリ感染症に係る検査については、以下に掲げる患者のうち、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われる患者に限り算定できる。

- ①内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者
- ②胃 MALT リンパ腫の患者
- ③特発性血小板減少性紫斑病の患者
- ④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者
- ⑤内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者

## 2 除菌前の感染診断

(1) 除菌前の感染診断については、次の 6 項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に 1 項目のみ算定できる。ただし、検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに 1 項目に限り算定できる。

①迅速ウレアーゼ試験 ②鏡検法 ③培養法 ④抗体測定 ⑤尿素呼気試験 ⑥糞便中抗原測定

(2) (1) に掲げる①及び②の検査を同時に実施した場合又は④、⑤及び⑥のうちいずれか 2 つの検査を同時に実施した場合にあっては、(1) の規定にかかわらずそれぞれの所定点数 (①+②、④+⑤、④+⑥、⑤+⑥) を初回実施に限り算定することができる。

## 3 除菌の実施

2 の感染診断により、ヘリコバクター・ピロリ陽性であることが確認された対象患者に対しては、ヘリコバクター・ピロリ除菌及び除菌の補助が薬事法上効能として承認されている薬剤を薬事法承認事項に従い、3 剤併用・7 日間投与し除菌治療を行うこと。

## 4 除菌後の潰瘍治療

除菌終了後の抗潰瘍剤投与については、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。

## 5 除菌後の感染診断 (除菌判定)

(1) 除菌後の感染診断については、3 の除菌終了後 4 週間以上経過した患者に対し、ヘリコバクター・ピロリの除菌判定のために 2 に掲げる検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に 1 項目のみ算定できる。

ただし、検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに 1 項目に限り算定できる。

(2) 2 に掲げる④から⑥の検査を同時に実施した場合は、(1) の規定にかかわらず主たる 2 つの所定点数を初回実施に限り算定することができる。

(3) 除菌後の感染診断の結果、ヘリコバクター・ピロリ陽性の患者に対し再度除菌を実施した場合は、1 回に限り再除菌に係る費用及び再除菌後の感染診断に係る費用を算定することができる。

## 6 感染診断実施上の留意事項

(1) 静菌作用を有する薬剤について

ランソプラゾール等、ヘリコバクター・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後 2 週間以上経過していることが必要である。

(2) 抗体測定について

除菌後の感染診断を目的として抗体測定を実施する場合については、3 の除菌終了後 6 ヶ月以上経過した患者に対し実施し、かつ、除菌前の抗体測定結果との定量的な比較が可能である場合に限り算定できる。

## 7 診療報酬明細書への記載について

(1) 1 の対象患者①及び⑤において、内視鏡検査等で確定診断した際の所見・結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(2) 1 の対象患者①及び⑤において、健康診断として内視鏡検査を行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその旨を記載すること。

(3) 2 の除菌前感染診断及び 5 の除菌後感染診断において、検査の結果ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検査結果について記載すること。

(4) 5 の除菌後感染診断を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記載すること。

(5) 6 (1) の静菌作用を有する薬剤を投与していた患者に対し、2 の除菌前感染診断及び 5 の除菌後感染診断を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載すること。

(6) 6 (2) により抗体測定を実施した場合は、除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

## 8 その他

ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインが示されているので参考とすること。